

「第54回スーパーマーケット・トレードショー2020」  
フードバレーとちぎ推進協議会ブース設営業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

公益財団法人栃木県産業振興センター  
(以下、「振興センター」という。)

## 1 業務の概要

### (1) 委託業務名

「第54回スーパーマーケット・トレードショー2020」 フードバレーとちぎ推進協議会ブース設営業務

### (2) 委託業務内容

別添「仕様書」のとおり

### (3) 委託契約金額の上限

1,700,000円(消費税及び地方消費税込み)

### (4) 履行期間

契約締結した日から令和2(2020)年2月28日(金)

## 2 参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 仕様書の内容に照らし、当該業務を的確に遂行する能力を有していること。
- (2) 地方公共団体、国及び公益法人が発注した類似業務に関し、受注実績があること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

## 3 プロポーザルの手続き

### (1) 実施スケジュール(予定)

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ① 実施要領等の公表(公告開始日) | 令和元(2019)年10月8日(火)     |
| ② 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和元(2019)年10月11日(金)17時 |
| ③ 質問に対する回答        | 令和元(2019)年10月16日(水)17時 |
| ④ プロポーザル参加届受付期限   | 令和元(2019)年10月24日(木)17時 |
| ⑤ 企画提案書等書類受付期限    | 令和元(2019)年10月31日(木)17時 |
| ⑥ プロポーザル選定委員会の実施  | 令和元(2019)年11月中旬        |
| ⑦ 審査結果の通知・公表      | 令和元(2019)年11月中旬        |

(2) プロポーザル参加申込の受付

プロポーザルへの参加希望者は、参加届（別紙様式1）を、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。郵送の場合は上記提出期限必着とする。また、郵送又は電子メールの場合は、到着（受信）確認を行うこと。

(3) 実施内容等に関する質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容等についての質問は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式2）を当センター宛てに電子メールにより期限までに提出すること。

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、振興センターホームページ上で公開する。

(4) 企画提案書等書類の受付

① 提出書類

様式等は参加者の自由とするが、次の内容を含むものとする。

ア 企画提案書：5部（正本1部、副本4部）

企画提案書は、仕様書を熟読の上、任意様式により、A4版用紙、カラー印刷にて作成すること。

イ 見積書：1部

企画案実施のために必要な経費（消費税及び地方消費税含む）について、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

② 提出方法

振興センター宛てに持参又は郵送により提出。郵送を希望する場合は、あらかじめ提出先に電話連絡すること。

③ その他

ア 企画提案書は、1社1提案のみとする。

イ 提出期限後において、提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない。  
（審査に影響を与えない軽微なものは除く。）

ウ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

エ 応募に際する経費やプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

オ 振興センターが必要と認める場合は追加資料の提出を求める場合がある。

カ 企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

4 審査に係る事項

(1) 審査方法

企画提案書は、振興センターが別に定める委員により組織された選定委員会において、(2)の審査基準により総合的に審査し、委託契約候補者を選定する。

なお、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

- (2) 審査基準  
別添審査基準及び審査表のとおり。
- (3) 選定委員会  
11月中旬（予定）。
- (4) 審査結果の通知  
審査結果については、選定後速やかに提案者に通知する。
- (5) その他  
選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。  
提案者がいない場合は、任意の相手を選定し、条件等の交渉を行い契約できるものとする。

## 5 契約に関する事項

- (1) 振興センター財務規程等の規定に基づき委託契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と振興センターとの協議により最終的に決定する。
- (2) 選定した契約候補者と振興センターとの間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととする。

## 6 その他

- (1) 参加者が、次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 本要項に違反すると認められる場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることができない。但し、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、振興センターと協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

## 7 本要領に関する問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 新産業育成グループ

TEL : 028-670-2608 FAX : 028-670-2611

E-mail : shinsangyou@tochigi-iin.or.jp